

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23531086

研究課題名(和文) 教員養成の「質保証」システムの歴史的検証 - イギリスにおける地域教員養成機構

研究課題名(英文) Quality Assurance system of teacher training in England: historical analysis of Area Training Organizations

研究代表者

高野 和子 (TAKANO, Kazuko)

明治大学・文学部・教授

研究者番号：30287883

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：イギリスでは、教員養成課程の「質保証」に関わる機関として、戦後改革期から1970年代までATO(Area Training Organizations地域教員養成機構)というシステムが存在した。ATOは、中等後教育・高等教育全体の中での教員養成のポジションが変化する中で、1975年に廃止された。ATOの廃止は、教員養成課程の「質保証」について、プロフェッショナルな側面(professional accreditation)とアカデミックな側面(academic validation)が明確に分離された「質保証」システムの成立を準備するものであった。

研究成果の概要(英文)：From post-war reform era to mid-1970s, there existed ATO(Area Training Organizations) system for teacher education in England. The ATO system was abolished in 1975, after the position of teacher training courses within higher education(post-secondary education, formerly) had changed in 1960s and early 1970s. The end of ATO system symbolizes the new era of quality assurance for teacher training, where professional accreditation of the course is clearly distinguished from academic validation.

研究分野：教育学

キーワード：教員養成 「質保証」 地域 大学 地域教員養成機構 イギリス

1. 研究開始当初の背景

(1) イギリス(ここではイングランド)では、教員養成の「質保証」に関して、“基準 standards を設定し、それを軸にして課程認定・査察・予算の配分を結びつける”というシステムがとられてきた。高等教育機関に限らない多様な提供者(例えば初等学校のコンソーシアム)が行う教員養成の質を一元的に管理できるシステムである。研究開始時において、基準の設定とそれにもとづく課程認定及び予算の配分を担当していたのは、準政府機関である TDA(Training and Development Agency 学校教職員職能成長担当機関)であり、査察(その結果は予算配分と連動する)は Ofsted(The Office for Standards in Education 教育水準局)が担当した。日本の論議の中では、イギリスのこのシステムが学ばべき事例として言及されることが従来から多かった(中西、2005)が、教員養成の「質保証」論議の進展の中でさらに注目されるようになっていた(例えば、文部科学省による英国調査実施、2010年2~3月)。

(2) しかし、このような中央で設定した基準にもとづく一元的な「質保証」システムに関して、イギリスにおいては、下院特別委員会・教員養成に関する包括的な調査報告書(House of Commons, Children, Schools and Families Committee-fourth Report: Training of Teachers, 18 January 2010.)が「教員養成に致命的な悪影響を及ぼしている」と指摘し、それにかわって「地方の真の自律 genuine local autonomy」を改革の方向として提言するような状況もすでに生じていた(2010年1月)。

(3) イギリスでは、教員養成課程の行政に関わる機関として、戦後改革期から 1970年代まで ATO(Area Training Organizations 地域教員養成機構)というシステムが存在した。現代のシステムとかつてのそれとの最大の相違点は、中央における一元的な管理(TDA)か、大学の自治に依拠する分権/拡散(ATO)かにある。同時に、ATOは、大学に加えて、大学以外の関係者(教員養成機関・現職の教員・雇用主である地方教育当局等)がメンバーとなる組織であり、相互の連携・調整の基盤として、「地域」レベルの自律の単位となる可能性をも持つシステムであったと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、1. で述べた状況をふまえ、教員養成の「質保証」システムとして、イギリスにおける ATO 地域教員養成機構について、それがいかなるシステムであり、実際にどのように機能していたのかを歴史的に検証することであった。具体的には、(1) 従来の研究において、本格的な検証(Niblett & Humphreys, 1975; Crook, 1997)が ATO 成

立期(1950年代初頭まで)を主たる対象期間としてなされたのに対し、イギリスにおける教員養成の「質保証」システムの戦後史を概括的におさえ、その中に ATO を位置づけること、(2) ATO の機能状況をロンドン ATO(30 を超える教員養成機関をメンバーとして擁する最大規模の ATO であることから、イングランドの過半数の教員の「質保証」を担う機関であった)を事例として把握すること、であった。

2. 研究の方法

(1) 文献調査

国立公文書館及びロンドン大学教育研究院アーカイヴにおける資料収集を行った。とくに、ATO の法令上の廃止(1975年)前後からそれに替わる組織として 1984 年に CATE(Council for the Accreditation of Teacher Education 教師教育認定委員会)が設立されるまでの間については、先行研究がほとんど存在しないため、全国的な状況とロンドン大学独自の状況を把握できる資料を検索・収集した。

ロンドン ATO は、IOE(Institute of Education, University of London ロンドン大学教育研究院)にベースを置き、IOE と区別するために Wider Institute と通称された。ロンドン ATO の所長は IOE の学長が兼任した。1975 年をはさむ 10 年間、学長・所長在任で、ATO 廃止期を当事者として務めた William Taylor 氏の著作を収集し、教員養成における大学の役割及び ATO システムに対する氏の議論の展開を整理・分析した。

(2) インタビュー調査

William Taylor 氏へのインタビューを実施した。氏は、在職中はロンドン ATO の運営に責任をもつと同時に、大学団体 UCET(Universities Council for the Education of Teachers)の議長として、大学が教員養成で役割を果たすことの重要性や ATO システムの維持・改善に関して、大学人の議論をリードする論考を発表してきたが、その後、一元的な「質保証」システムとして設立された CATE の初代議長を引き受けた(10年間在職)。

インタビュー調査で得られる情報は、(1) の文献調査で確認できる氏の各種委員会での発言や指示文書と相互参照して確認することとした。

4. 研究成果

(1) William Taylor 議長のもとで CATE が示した accreditation/ validation/ administrative approval の三区分別(CATENOTE1, January 1985)について、起草過程の説明を受け、1972年の『教育白書』をふまえた記述であることを確認した。

ここから、教員養成課程について、a)教員という専門職の資格取得のための準備課程という側面と、b)アカデミックな称号

academic award 学位やその他教育機関が発行する修了証 の取得に至る教育課程という側面とを区別して「質保証」の歴史を検討するという示唆を得、戦後改革から 40 年間について、教員養成課程の「質保証」のアカデミックな側面(academic validation)とプロフェッショナルな側面 (professional accreditation) がどのように把握されてきたのかを歴史的に明らかにした。教員養成課程の修了時に取得できるアカデミックな資格が修了証 certificate のレベル(教員免許)である時代には、課程のアカデミックな側面とプロフェッショナルな側面の区別の必要性が顕在化しないまま、ATO という「質保証」システムが緩やかに運用され、二つの側面が一つのプロセスで扱われていたが、教員養成が学位レベルで行われるようになったことで validation と accreditation の区別と関連が課題として浮上した。すなわち、教員養成の「質保証」の歴史は、中等後教育・高等教育全体の中での教員養成のポジションとの関わりで把握すべきことを、高等教育が二元的に拡充されたイギリスの実態に即して明らかにした。

(2) 教員養成の「質保証」に関わって、本研究実施期間中の 2012 年に、TDA にかわって Teaching Agency が機能し始めた。Teaching Agency は、TDA だけではなく、General Teaching Council for England(GTCE)、Children's Workforce Development Council (CWDC)の三つの機関の機能を引き継いで包括的に扱う教育省 Department for Education (DfE) の新たな執行機関 executive agency である。さらに、翌 2013 年 4 月からは Teaching Agency と National Colleges for School Leadership (2000 年設立の校長・管理職候補の教育機関)を統合して NCTL(National Colleges for Teaching and Leadership) が設置された。

これらの急激で重要な変化に鑑み、ATO の歴史的な位置を定めるため、教員養成課程の「質保証」に関わる機関について戦後改革期以来の概括的な整理を行った。1984 年設立の CATE 以降、今日の NCTL に至るまでの諸機関は、いずれも教員養成課程のプロフェッショナルな側面の「質保証」に特化した担当機関である。ATO の廃止は、academic validation とは明確に分化された professional accreditation の過程と「質保証」システムの成立という次の時代を準備する画期であったことが明らかになった。

(3) ATO の有した特徴

このような歴史的な位置にある ATO は、CATE 以降の諸機関にはない、次のような特徴を有した。

恒常性のある地域組織

ATO 廃止後も、教員養成の提供、とりわけ教育実習に関連して、地域ごとに関係者が連

携組織を立ち上げる例は少なくない。しかし、広域・地域レベルで教師教育関係者が恒常的に議論・意見交換をするための法令上の根拠を持つ“場”は、ATO 廃止以降、今日に至るまで、イギリスに存在しないまま推移している。ATO が大学の自治の傘の下に関係養成機関を置くという原理をとるものである限り、大学によるパターンリズムの限界がある。しかし、地域機関が不存在である場合、大学・高等教育機関はそれぞれが個別に課程の accreditation を申請するという立場にすぎず、(大学その他の関連専門団体は存在するとしても)個別機関相互が対等者間の協議を通じて地域自治を生み出していく基盤が欠けた状態となる。

「質保証」と教育学研究との結びつき

ATO の機能について、制度成立期の教員養成規則では「その第一の機能として、地域内のカレッジを監督 supervise し、カレッジ間の協同を保証すること、及び地域内の教育学研究の促進に責任を負うものとする」とされていた(The Training of Teachers Grant Regulations, 1948, Reg. 4(b))。下線部分は、ATO が、単なる教員養成「管理運営」センターではなく、教員養成と教育研究を結びつける基盤となるものであったことを示している。ATO は、図書館・研究施設・専門性のある職員を有していたがゆえに、地域の教員需給問題だけではなく、教員養成課程の組織・内容の議論を専門的に行う場になる可能性があった。

教員養成に関わるアカデミックな側面とプロフェッショナルな側面が区別して把握されるようになっていく際、教育学はそのプロフェッショナルな価値を支えるはずである。しかし、70 年代初頭以降、様々に提案された ATO にかわる地域機関案においても、また CATE 以降の「質保証」担当機関においても、研究機能を備えるものはなかった。

(3) 教育科学大臣の下に設置されていた ACSTT(Advisory Committee on the Supply and Training of Teachers 教員養成・供給審議会)の議事録や資料類を、ATO が法令上廃止された 1975 年前後について閲覧することにより、廃止を前にした時期において“ATO が果たしている機能をどこにどのように移転すればよいのか”が集中的に議論されていた状況を把握した。ATO システムは、機能不全による衰退により廃止を余儀なくされたという状況ではなかったことが示唆されていると考えられる。

ロンドン ATO に関しては、1975 年に ATO が法令上の根拠を失って以降も、IOE 内で、大学を核にして地域における教員養成機関を結びつけ、横断的な相互関係を維持しようとするための検討・努力が続けられたこと。しかし、ATO が法令上の根拠を失ったために運営のための補助金が得られなくなったとい

う財政的要因が事態の展開を規定し、1979年に評議員会の決定によりロンドンATOが実質的に役割を終えるに至ったことを確認できた。(3)で指摘して点とも関連するが、恒常性のある地域組織の必要性が否定されてATOシステムの廃止に至ったとは言えないことを示唆している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

高野和子「イギリスにおける教員養成の「質保証」システム - 戦後改革からの40年間 - 」『明治大学人文科学研究所紀要』査読有、第77冊、2015年、209-242頁。

http://www.meiji.ac.jp/jinbun/publish/6t5h7p0000012kwk-att/kiyou_77.pdf

高野和子「イギリスにおける教員養成課程の行政」『明治大学教職課程年報』査読無、第37号、2015年、23-34頁。

高野和子「教員養成と教育学研究 - 高等教育の中での教員養成の位置とも関わって - 」『日英教育研究フォーラム』査読有、第17号、2013年、11-16頁。

http://www.meiji.ac.jp/jinbun/publish/6t5h7p0000012kwk-att/kiyou_77.pdf

高野和子「激動のなかで教師教育研究を創る - 教師教育担当教員 teacher educators を念頭においたイギリスでの試み」『明治大学教職課程年報』査読無、第35号、2013年、73-87頁。

<http://hdl.handle.net/10291/16467>

[学会発表](計2件)

高野和子「教員養成と教育学研究 - 高等教育の中での教員養成の位置とも関わって」日英教育学会第21回大会、2012年9月2日、早稲田大学文学学術院。

高野和子「イギリスの教員養成の立場から」2013年度関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会第二回研究懇話会(シンポジウム:私立大学の教員養成における教師の質保証とは~学校インターンシップの現状と課題~)2013年12月14日、帝京平成大学中野キャンパス。

[図書](計1件)

久富善之・吉益敏文・佐藤隆編『教育実践と教師 その困難と希望(講座 教育実践と教育学の再生 第2巻)』かもがわ出版、2013年、全303頁、高野和子「日本の教員の現状を切り拓くために - イギリスは「理想の教育モデル」?」265-280頁。

6. 研究組織

(1)研究代表者

高野 和子 (TAKANO, Kazuko)

明治大学・文学部・教授

研究者番号: 30287883

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし